

(別紙2)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令案要綱

第一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとすること。

一 労働基準法第二百一十一条（同法第一百七十七条及び第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定

二 職業安定法第六十七条（同法第六十五条第一号に係る部分を除く。）の規定

三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第六十二条の規定

四 港湾労働法第五十二条（同法第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定

五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「中小企業労働力確保法」という。）第二十二條（中小企業労働力確保法第二十一条第二号

に係る部分を除く。)の規定

六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第六十六条（育児・介護休業法第六十四条に係る部分を除く。）の規定

七 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十五条（同法第三十四条第二号に係る部分を除く。）の規定

第二 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとすること。

一 労働基準法第一百七十七条及び第一百八十八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定

二 職業安定法第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

三 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

四 港湾労働法第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

五 中小企業労働力確保法第十九条、第二十条及び第二十一条（第二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第二十二条の規定

六 育児・介護休業法第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十六条の規定

七 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

第三 法第三十二条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、第二の二から七までに掲げる規定及び次に掲げる規定とすること。

一 労働基準法第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）、第一百九十条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第二百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が労働者派遣法第四十四条（第四項を除く。）（法第四十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）

二 最低賃金法第四十四条の規定及び同条の規定に係る同法第四十六条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

四 労働者派遣法第四十四条第四項（法第四十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の

規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百十九条及び第二百一条の規定並びに労働者派遣法

第四十五条第七項の規定（法第四十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により適用

される労働安全衛生法第一百十九条及び第二百二十二条の規定

#### 第四 施行期日等

一 この政令は、平成十七年十月一日から施行するものとする。

二 職業安定法施行令等の規定の整備を行うものとする。